

《お客さまからの現金、通帳等のお預かりについて》

- ・当組合職員が、組合員・利用者の皆さまからのご依頼を受けて現金、通帳などをお預かりする際は、必ず当組合所定の「受取書」を発行（当組合所定の「受取書」以外でお預かりすることはありません）し、お渡しいたします。
- ・「受取書」は、現金、通帳等をお預かりしたことを証明する重要な証となりますので、記載内容に間違いが無いかを十分にご確認のうえ、大切に保管（お渡しした「受取書」は、後日、通帳等のご返却、現金をお届けする際に必要となります）してください。
- ・当組合職員から返却された通帳や証書、お届けした現金などは金額等に間違いが無いか、ご確認をお願いいたします。
- ・いかなる場合でも、当組合職員が、組合員・利用者の皆さまのご印鑑、キャッシュカードをお預かりすることはありません。
- ・当組合職員が、組合員・利用者の皆さまのキャッシュカードの暗証番号やネットバンクのパスワードを電話等でお尋ねすることはありません。
- ・当組合職員は、当組合の「職員証」を必ず携行しております。